

(総) 第 4 5 号
昭和 5 4 年 1 2 月 1 日

本 部 各 部 課 長
各 警 察 署 長 殿

項目コード	A 0 3 0 5
保存期間	長 期
廃業年月日	
担当係	音楽隊係

三 重 県 警 察 本 部 長

三重県警察音楽隊の運営に関する訓令の制定について（例規通達）

改正 昭 6 3（務）第 1 0 号

この度、三重県警察音楽隊の運営に関する訓令（昭和 5 4 年三重県警察本部訓令第 1 4 号）を制定し、昭和 5 4 年 1 2 月 1 日から施行することとしたが、解釈及び運用は、次のとおりであるから誤りのないようにされたい。

記

関係条文	解 釈 及 び 運 用
趣 旨 (第 1 条)	昭和 3 0 年 4 月三重県警察に音楽隊が創設されて以来 2 4 年が経過したが、これまで音楽隊の運用についての明確な基準がなく、その都度必要に応じて派遣演奏等を行ってきたことなどから、この度、実体に即した訓令を制定して適正な運用を図ることとした。 (1) 昭和 5 4 年 8 月、音楽隊員が従来の 2 7 名から 3 0 名に増員され、来春の第 3 1 回全国植樹祭を控えて組織体制の強化が図られたこと。 (2) 音楽隊派遣要請が逐年、増加し、音楽隊が「県民と警察の架け橋」としての役割りを果たす重要な広報媒体として欠くことのできない存在となっていること。
音楽隊の組織 (第 4 条)	「職員」とは、警察官及び一般職員をいう。
隊長等の任務 (第 6 条)	(1) 「不在のとき」とは、出張、病気、その他の理由により、隊務を行えない状態にある場合をいう。 (2) 第 3 号の「上司」とは、隊長及び副隊長をいう。 (3) 第 4 号の「上司」とは、隊長、副隊長及び楽長をいう。 (4) 第 5 号の「上司」とは、隊長、副隊長、楽長及び副楽長をいう。
派遣演奏の基準 (第 8 条)	(1) 「派遣演奏」とは、音楽隊の派遣要請に基づいて演奏活動を行う場合をいう。 (2) 「公共団体等」とは、県及び市町村のほか、交通安全協会、防犯協会など公共的な性格を有する各種の機関及び団体をいう。

派遣演奏の 手続 (第9条)	部外から要請を受けた場合は、派遣演奏の基準に合致すると思われるものについてのみ受付し、意見を付して提出すること。
楽 器 の 管 理 (第12条)	「所定の場所」とは、音楽隊訓練室をいう。
音楽隊演奏服の着 用 (第13条)	「別に定める音楽演奏服」とは、三重県警察官の服制及び服装に関する訓令(昭和52年三重県警察本部訓令第8号)第23条に規定する演奏服をいう。
備 付 け 簿 冊 (第16条)	音楽隊沿革誌には、次に掲げる事項を記録するものとする。 (1) 音楽隊の設置年月日 (2) 音楽隊の変遷状況(体制、隊員など) (3) その他参考となる事項